

令和 8 年度 (2026 年度) 第 1 回

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会（全体会） 会議録（要旨）

☐ 日時：令和 8 (2026) 年 6 月 2 9 日（月）午前 1 0 時～正午

☐ 場所：尼崎市役所北館 4－1 会議室

☐ 出席者

(1) 委員：11 名（石元委員（会長）、伊藤委員、内田委員、太田垣委員、大田委員、上玉利委員、木村委員、金委員、栗本委員、高尾委員、武本委員（副会長））

(2) 事務局：8 名（地域協働局長、文化・人権部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進第 2 担当課長、ダイバーシティ推進課 4 名）

(3) 関係課：4 課（人材育成担当、こどもの人権擁護担当、こころとからだ育成課、学び支援課）

☐ 傍聴者：なし

議事(1) 会長及び副会長の選出について

事務局

まず、会長の選出について、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第 12 条第 6 項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。

委員

学識経験者であり、前期の審議会においても会長を務められた石元委員にお願いしてはどうか。

委員一同

異議なし

事務局

それでは、石元委員を会長に選任することに決定する。

会長

——— 会長挨拶 ———

会長

会長の選出と同様に、副会長の選出については尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第 12 条第 6 項の規定により、委員の互選により定めることとなっているが、何か意見はあるか。

委員

会長に一任してはどうか。

委員一同
異議なし

会長

それでは、前期同様に武本委員を副会長に選任することに決定する。

副会長

——— 副会長挨拶 ———

議題(2)「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について

会長

それでは、本日の議事の2、『「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況について』を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局

———資料1に基づき説明———

会長

何か意見等あるか。

委員

展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」の項目について、国際交流協会としては安心安全なまちづくりにつながることを目的に事業を検討している。最近の事例として、当協会の日本語教室の生徒と、営利目的で運営されている日本語学校の生徒をつなげ、交流を目的とした会を開催するという提案をいただいたが、公益的支援を目指している当協会の日本語教室と営利目的の日本語学校では目的が異なることなどから見合わせるようになった。「つながり、支え合う」という理念は良い方向に進むことが望ましいが、安易な考え方で進めるべきではなく、慎重に検討する必要がある。

委員

展開方向3「あらゆる場における人権教育および人権啓発の推進」についての記載で、言語障害を持つ子どもたちについて、教育委員会がどのように考えているか伺いたい。彼らは言葉を理解する能力を十分に持っているため、例えばICTを活用すれば普通学級で学習することができるのではないかと考える。しかし、この取組では、外国の幼児や児童生徒の支援に関する内容のみが記載されているほか、資料中の障害に関する記載は1箇所のみであり、障害に関する取組についてももう少し目を向けていただきたい。

関係課

本日いただいた意見を担当部署に伝え、可能であれば改善に取り組みたい。

委員

展開方向3の方向性1「学校園等における人権教育」について確認したい。資料4ページには、学校園等における人権教育の推進として、小・中学校44校で講演会や校内研修を実施している旨の記載があるが、具体的にどのような内容を扱っているのか伺いたい。あわせて、子どもの権利条約について、子どもたちにどのように教えているのかについても伺いたい。

また、昨年度、大学生を対象に、小・中学校時代に子どもの権利条約や自分自身の権利について学校でどのように学んだかを尋ねるアンケートを実施した。その結果、「ユニセフについて学ぶ際に権利について学んだ。」「障害のある子どもや外国にルーツのある人にも権利があると学んだ。」という回答があった一方で、「自分にも権利がある」ということを教わったことがないという回答が多く見られた。

そして、資料4ページの今後の方向性には、「児童生徒が自分ごととして考えることができるように」と記載があるが、自分ごととして人権課題を考えるためには、まず自分自身に権利があることを知ることが重要であると考え。自分に権利があると理解してこそ、他の人の権利も守らなければならないという認識につながるのではないか。

あわせて、資料7ページに、教職員に対して子どもの権利条約に関する研修を実施している旨の記載があるが、子どもたちに対しては、権利条約についてどのように教えているのか伺いたい。

関係課

尼崎市では、人権教育として「生命を尊重する心の育成」「規範意識の育成」「人権教育の推進」「多様な性・性教育の推進」の4点を重点項目として掲げている。「こころの教育推進事業」を実施しており、その中で各学校が当事者の話を聞く機会を設けたり、研修を行ったりしている。具体的には、LGBTQに関する話、性教育に関する話、障害者理解、また、学校によっては車いすバスケットボールの選手を招いて講演や交流を行うなど、各学校の課題意識に応じたテーマで取り組んでいる。

子どもの権利条約については、学習指導要領に基づいて教育が行われているが、こころの教育推進事業の中で子ども向けの研修は実施されていない。教職員研修等を通じて先生方に権利について理解を深めてもらい、「一人ひとりが権利を持っている」という意識を育むことが重要であると考えている。

委員

すべての子どもたちが、自分にも権利や人権があることを実感として持てるような取組が重要であると考え。当事者をゲスト講師として招く取組については、車いす利用者や盲導犬など、外見的にも分かりやすい題材から入っていることは理解できる。入り口としてはそのような方法も有効であると思うが、基本的な考え方としては、まず「誰もが権利を持っている」というところからスタートすることが重要では

ないかと考える。

会長

人権教育については、具体的な差別問題を例に挙げて人権の大切さを伝える語り方が多いように思う。しかし、その場合、聞いている児童生徒にとって、人権の問題が自分とは直接関係のない、困難を抱えている他者の問題として受け止められ、自分自身の問題として考えにくいという課題があるので、自分にとって人権とは何かという気づきにつながるような教育が重要である。

また、伊藤委員が指摘した資料4ページ「あらゆる場における人権教育および人権啓発の推進」(学校園等における人権教育)の箇所について、重点項目の1つ目と2つ目の「生命を尊重する心の育成」「規範意識の育成」は、目標または目的に当たるものと考えられるが、「人権教育の推進」は、それらを実現するための手段に当たるものであり、目的と手段が混在しているように見受けられる。4番目の「多様な性・性教育」についても、多様な性に対する理解を深めるための性教育の推進という意味合いであると考えられるので、この重点項目の整理については、教育委員会事務局において検討する必要があると考える。

委員

「自分ごととしてとらえられる」という言葉が何度か出てきている。一方で、マイノリティの直面する困難への対応の取組が積極的に行われており、マジョリティに焦点を当てた取り組み・啓発が必要なのではないかと考える。インターネット上での差別事象についても、昨今のダイバーシティ推進などの流れへの反発が、匿名で発信され支持を得ているように思われる。たとえば、ジェンダーの観点からは、SNSにおけるマスキュリニズム・ミソジニーの深刻化が指摘されている。また、ヘイトスピーチも、初期のインターネットでの排外的な書き込みが放置され、路上などの現実世界に出てくるという流れもあった。こうしたことを踏まえると、人権教育・啓発としては、「マジョリティにマイノリティ理解を促す」というよりは、マジョリティ中心の社会がマイノリティの困難を生み出しているということ、そして「マイノリティに特別な配慮をしよう」というより、より多くの人にとって公正な社会を、というメッセージを明確に打ち出すことが必要ではないか。また、その基盤となる個々の人権意識を高めるようなアプローチも重要である。

副会長

インターネットによる人権侵害の背景には非常に複雑な要因がある。攻撃を行う人々にとっては、その行動が正義感に裏打ちされたものである点が問題の根深さを示している。この正義感は、マスコミに対する不信感や、インターネット上の情報こそが正しいと信じ込む傾向から生じている。しかし、インターネット上の情報は発信者の都合に合わせて切り取られる場合があり、批判的に受け止める視点が欠けている。さらに、自分に都合のよい情報を信じ、それを長時間見続けることで、関連情報がアルゴリズムによって次々と表示され、自分の考えが正しいという確信が強まる。この結果、マイノリティへの攻撃が社会正義であると信じ込むようになり、過激な言論が

生まれる。昨年、インターネット上の情報がいかに偏りや虚偽を含むかを教えている学校教員の授業を受けたが、ネットに対するリテラシーを高めるためには、小中学校で、インターネット上の情報に含まれる虚偽や偏りについての教育が必要であると考ええる。例えば、攻撃している人の行動が、実は正当防衛だった場合があるなど、情報の見方を少し変えるだけで価値観が大きく変わることがある。また、インターネット上では、関連情報がアルゴリズムによって次々に表示される仕組みがあるということを伝えることも重要である。数時間の学習で、子どもたちは、インターネット上の情報が必ずしも正しいわけではないことに気づき、批判的に考える姿勢を育むことができる。資料4 ページ「あらゆる場における人権教育および人権啓発の推進」に記載する必要はないが、虚偽の情報を見抜くための教育について、今後検討していただきたい。

関係課

こころの教育推進事業の中でも、近年は ICT に関する課題が生じているため、ネットリテラシーをテーマに取り上げている学校もあるが、講演回数は限られているため、学校ごとに何を取り上げるかについて選択してもらっている。学年ごとに取り上げる人権課題を定めて必ず実施する方法もあるが、一方で、各学校が抱える課題を踏まえ、それぞれの実情に応じた取り組みをバランスよく取り入れてもらうことを今は重視している。また、性教育への取組については、LGBTQ に関する内容に加え、一般的な性教育として、自分の体は自分にとって大切なものであるということを理解してもらう取組を進めている。

ICT に関しては、個人攻撃がいじめにつながるおそれがあることから、いじめ防止生徒指導担当を中心に、専門家を招いて生徒に対するインターネットリテラシー教育を実施している。実施回数については手元に資料がないためお答えできないが、取組自体は行っている。この教育の重要性や必要性は高まってきており、ネットいじめの陰湿性や個別性の強さについても十分認識している。そのため、こうした教育については、今後も継続して実施していく考えである。

委員

全体として、本計画の内容はよく整理されている。その上で、先ほど伊藤委員や栗本委員からも指摘があったように、本当に困っている人に、「声を上げてよい」というメッセージをどのように届けるのかという点が重要である。特に、相談と支援のあり方については、資料3 ページ展開方向2「人権侵害に関する相談と支援の充実」及びまとめシート10 ページにも記載のとおり、外国人、性的マイノリティ、インターネットによる問題など、それぞれに専門的支援が必要である。

一方で、そうした専門的支援に加え、ワンストップサービスのような仕組みも有効ではないかと考える。例えば韓国においては、全国どこからでも利用できる共通の相談窓口が設けられている。尼崎市においても、同様の仕組みをそのまま導入すべきという趣旨ではないが、相談窓口をより分かりやすいものにすることが必要ではないか。特に、ハラスメントに関しては、職場や学校など閉鎖的な環境の中で起こることが多く、個人情報を守る体制があったとしても、誰が相談したのかが周囲に知られや

すく、被害者が声を上げにくい現実がある。その結果、被害者が辞めざるを得ない場合も少なくない。このようなことから、相談窓口を広げることや、多様な方法で相談しやすい環境を整えることが重要である。

また、学校や職場等の様々な場面で、市が支援に取り組んでいることを積極的に周知する必要があると考える。さらに、ワンストップで相談を受けた後は、各専門窓口につなぐ体制を整えることが重要である。その上で、市としてできることを進めるとともに、必要に応じて他自治体や兵庫県内での連携、さらには国への働きかけも行っていくことが求められる。市はこれまでも、在日外国人、当時では韓国籍・朝鮮籍がほとんどであるが、外国籍住民の住宅入居の問題などに積極的に取り組んできた地域である。それらの歴史的経緯も踏まえ、今後の取組にも期待している。

事務局

尼崎市では、例えば外国籍住民に関しては外国人総合相談センターを設置しており、事実上、ワンストップの窓口となっている。住宅や学校、保育所など各専門の窓口と相談者を繋ぎ、手続きのサポートを行っている。

関係課

近年は、ICT の活用が進む中で、LINE やメールの方が相談しやすいという状況もある。こうしたことを踏まえ、昨年 12 月から、こども青少年局を中心に「あまきゅあ」という、子どもの人権侵害に関するネット上の通報窓口を設置している。生徒及び児童には個人用タブレットが配付されており、そのタブレットから当通報窓口にアクセスし、相談内容が直接教育委員会や担当部署に届き、対応できる仕組みとなっている。従来の電話による通報窓口に加え、新たにネットによる窓口も整備することで、相談しやすい環境づくりを進めているところである。

委員

外国人に関する問題について、まず一時的な相談先として機能しているのはコミュニティである。役所への相談は、外国人にとって非常にハードルが高く、言語問題が大きな要因となっている。

そのような中で、尼崎市役所では通訳の配置や、ICT 機器を活用して様々な言語へ対応するなどの取組について、ここ数年で非常に積極的に努力されていると感じている。また、私たちが支援している外国人もそのように感じているようである。

尼崎市周辺に住む外国人は増加しており、私たちが支援しているネパール人も「非常に住みやすい」との声が多く聞かれ、市の協力が大きな役割を果たしていると考えられる。

一方で、非常に深刻な問題が発生した場合には、市や公共機関、さらには入管が対応することになるが、幸いにも、現在のところ目立った大きな問題は発生していないが、ほとんどの日常生活で起こる問題は、コミュニティ内で解決されている状況であると認識していただきたい。

委員

今後の方向性として、インターネット上の人権侵害について、さらなる啓発を行うとともに、市として削除申請ができる体制を構築していく旨が示されている。啓発は予防の観点からであり、削除申請は、実際に被害が生じた後の対応に関するものである。国籍や性別など、抽象的な属性や集団に対する差別については、市として削除申請を行うという考え方もあり得る。一方で、個人の人権が侵害された場合に、行政がその投稿等について削除申請を行うことは、制度上、一定の難しさがある。そのため、削除申請ができる体制の構築に加え、個別の具体的な人権侵害が生じた場合に、被害を受けた個人を支援できる体制も検討する必要があると考える。これは、ワンストップの相談体制にも関連し、個人の人権が侵害された際の適切なサポート体制についても検討していただきたい。

委員

まとめシート 13 ページの一番下の項目についてだが、差別的な書き込みをモニタリングするという尼崎市の取組は、先進的な事例として知られており、非常に効果が出ていると考えられる。依頼件数が 729 件あり、そのうち削除に至った件数が 719 件と記載されており、こうした対応がしっかり行われていることは素晴らしいことだと思う。

一方で、次の項目に記載されている内容について、「旧同和地区を晒して差別を助長する動画が YouTube に掲載されており、市の要請だけでは削除されないことから、神戸地方法務局尼崎支局へ削除を依頼した。」と記載されているが、削除依頼がその後どのように対応されたのかについては記載がないため、内容について確認したい。

事務局

法務局尼崎支局に依頼し、人権侵犯の事実が認められた場合は同局からも削除要請をしてもらっている状況であるが、YouTube 動画については削除されていないのが、現状である。市だけでなく、県からも削除要請する等、今後も様々な角度から削除要請していくよう努めたい。

委員

この問題は、尼崎市が実施するインターネット上の人権問題などに関する人権法律相談で、私が最初に受けた事案である。、当該動画は、特定の地域を歩いて撮影したものであるが、その行為が差別や人権侵害に当たるのか、あるいは差別を助長しているのかについては、非常に判断が難しい動画であった。そのため、権利侵害の観点から認められにくく、削除が難しかったものと理解している。

委員

法務省が通知している同和地区に関する識別情報の摘示には該当しないのか。

委員

街を歩いて撮影した映像を流し、その中で一見すると差別的に見えないような言い

回しが使われている動画であったため、当該動画が同和地区を特定できるものであるという判断までには至らなかったのではないかと思います。

委員

まとめシート 24 ページに関する内容について、地域での啓発は自治会や PTA、その他の各種団体を通じて学びを届けることが重要だと思う。しかし、課題として、PTA が縮小していることや地域団体が個人化の進行によって参加者が減少している状況がある。そのような中で、人権教育や小集団学習会のようなグループを積極的に応援していく必要があると記載されているが、現状を教えてください。

事務局

本日は所管の社会教育課は出席していないが、記載のとおり、これまで PTA の関係者が学習グループをつくり、人権教育を推進してきた経緯があり、過去から継続されてきた歴史のある事業である。一方で、指摘のあったとおり、PTA 自体も縮小傾向にあり、新たなグループの立ち上げは難しくなっている。そのため、現在活動しているグループが自主グループ化して活動を継続するなど、その在り方にも変化が見られる。こうした状況については、社会教育課においても問題意識を持っており、先日、社会教育課と協議した際にも、人権教育と人権啓発の推進は地域でも実施され、PTA でも同様の取り組みが行われていることから、相互に重複している面があるとの認識が共有された。そのため、今後は協力して一緒に実施できる部分があるのではないかとこの観点から、それぞれの事業を存続させつつ、効率的かつ、より効果的な方法や、グループの組み方を工夫しながら実施できる方策などについて、引き続き、社会教育課と協議を始めようとしているところである。

委員

地域団体の活性化は重要であり、団体そのものが維持できず、活動が見えにくくなっている状況は他の地域でも見られる。そのため、学びを地域に届けるうえでも、地域団体への支援が重要であると考えている。

また、資料 6 ページ展開方向 3「あらゆる場における人権教育および人権啓発の推進」に記載の企業研修については、非常に重要であると考えている。地域団体が縮小する中で、多くの人に学びを届けるためには、企業への働きかけが必要である。勤務している人が地域活動に参加しにくい現状を踏まえると、企業を通じて人権に関する学びを届けることには大きな意義がある。その際には、時宜に応じた課題設定が必要であり、特に「ビジネスと人権」の視点が重要である。国においても令和 7 年 12 月に「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定が行われており、企業活動において人権を守り、保障していくことが求められている。行政だけでなく、企業もその責任を担っていることから、啓発を進めていく必要がある。

事務局

「ビジネスと人権」については、今年度の取り組みには掲載されていないが、企業人権・同和教育合同研究会で令和 6 年度に同テーマで企業向け啓発も行われるなど一

定の課題認識は共有されているが、引き続き取り組むべきテーマである。

委員

国が方向性を示している以上、企業の実組を行政が支援していくことが重要である。

最後に意見として、まとめシート 26 ページに記載の地域総合センターにおける新転任研修については、現場に出向き、地域で行われている取組や実情を直接学ぶことから、重要であると考えます。担当職員だけでなく、幅広く行政職員が地域総合センター等の事業を学ぶことで、理解を深めることができる。他市で、3、4 年前に教職員を対象とした意識調査を実施したが、特に部落差別に関しては、地域の人々との出会いがないと、問題に取り組もうという意識が生まれにくいことが分かった。このように、地域の人々との出会いが重要であることを考えると、地域総合センターでの研修は非常に意義深いものであり、引き続き取り組んでいただきたい。

会長

市職員の人材研修について、以前実施した職員の人権意識調査では、様々な課題が出てきたと思う。例えば、「人権には必ず義務が伴う」という意見について、市職員の 40%程度が肯定する回答をしていたことや、「ホームレスになるのは本人の責任が大きい」という意見についても、30%程度が肯定していたことがあった。さらに、「刑を終えて出所した人の就職が容易に決まらないのは問題だ」という意見に対して、「そう思わない」と回答した人が 25%程度と、4 分の 1 近くを占めた。

これらを意識しながら研修を行っていく必要があるため、こうした点について資料等で触れておけば、論点がより明確になるのではないかと思うが、いかがか。

関係課

令和 6 年度の職員人権意識調査を踏まえた内容が今年度の資料に直接的に記載されているわけではないが、自己責任論を支持する傾向が特に若年層の職員において高いという結果を受けて、昨年度以降、特に若年層の職員を中心に、自分自身の問題として人権を理解できるような研修を組み立てているところである。

具体的には、地域総合センターでの現地研修を新規採用職員の必須研修に位置付けているほか、モニタリング研修についても、単に尼崎市がインターネットモニタリングを実施していることを伝えるだけでなく、自分の仕事の先に一人ひとりの市民の人権があることを理解できるよう工夫している。内部管理部門の職員を含め、それぞれの業務が世界人権宣言の理念や市民の人権とどのようにつながっているのかを考える内容を取り入れるなど、試行錯誤しながら進めている。また、マジョリティ特権に関する内容についても取り上げるなど、若年層を中心とした人権意識の醸成に取り組んでいる。

また、職員人権意識調査では、若年層の職員において、マスコミや大手新聞社、テレビよりもインターネットの方が信頼できると考える割合がやや高いという結果も見られたため、今年度はインターネットリテラシーに関する研修を強化する方向で内部でも進めているところである。

職員の人権意識は、市民の人権を守る職員として最も重要な基盤であると認識しており、資料に直接的な記載はないが、その背景には令和 6 年度の意識調査結果がある。ご承知おきいただきたい。

委員

子どもの人権を守るという話し合いがなかなか進んでおらず、広がりが見られないのは、大人に向けた議論しかされていないからだ。また、（伝える側の）大人が果たして人権を守れているのか、大人自身が自分の人権についてどれだけ理解し、説明できているのかという問題がある。まとめシートに書かれている内容については、方向性としては前進しているが、本質を捉え、評価できているかと言えば、まだ難しい部分があると感じる。

委員

石元会長が指摘した意識調査に基づく啓発は非常に重要であり、特に、若年層の職員における自己責任論的な発想に関する指摘について、昨今では、従来の偏見に基づき悪意を持って侮蔑的な行為を行う旧来的な差別ではなく、差別は存在しないという前提で、格差や不利益状況がある場合、それを個人の努力不足とし、マイノリティが過剰な要求を行い不当な特権を得ているとみなす、という図式が新しいレイシズムと呼ばれるものである。

こうした理論を含め、昨今の人権や差別をめぐる研究は多岐にわたって進んでおり、その最新の理論や動向をしっかりと踏まえた啓発を進める必要があると感じている。自己責任論は社会の中で広く言われており、ついそれに寄りかかりそうになる部分もあるが、きちんとした分析や研究を踏まえたアプローチが必要で、最新の研究や動向を学ぶ機会を持つことは重要だ。啓発事業を実施する前に、担当者が十分に学ぶ機会を持てるような仕組みも必要ではないかと考える。

会長

ここまでの各委員よりいただいた意見について、事務局と調整し、審議会意見として取りまとめるものを検討する。その他、意見等があれば事務局へ連絡いただく。

議事(3) その他

会長

それでは、本日の議事の 3、「その他」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局

令和 6 年度に本審議会で審議を行い、令和 7 年 3 月に策定した「多文化共生社会推進指針」について、策定後の進捗管理及び見直しのスケジュールを説明する。本指針の計画期間はおおむね 10 年間としていることから、次期指針の改定は令和 17 年度頃を予定している。また、指針策定から一定期間が経過した段階で振り返りを行う予定としている。その際には、多文化共生部会を設置し、施策ごとの取組状況、成果及び

課題の整理、今後の方向性等について確認する予定である。なお、当該振り返りまでの間は、本審議会において本指針単独の PDCA サイクルに関する審議は実施しないが、多文化共生に関する事項については、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」の PDCA サイクルの中で進捗管理を行う。

事務局

今後のスケジュールについて、現時点では、第 2 回審議会の開催は予定していないため、「人権文化いきづくまちづくり計画」の進捗状況等に関連して、新たにご審議賜りたい案件が生じた場合には、会長と相談の上、必要に応じて審議会へ諮りたい。

会長

それでは、これをもって、令和 8 年度第 1 回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以 上